

## こうのとりの健診推進事業（早期不妊・不育症検査助成事業）



### 〈対象者〉

- ・申請時、法的に婚姻関係にある夫婦で夫婦そろって不妊検査を受けた方
- ・不妊検査等の開始時に、妻の年齢が43歳未満の夫婦
- ・夫婦の一方又は双方が、小鹿野町に住民登録があること
- ・町税の滞納がないこと

### 〈対象となる不妊・不育症検査〉

- ・指定医療機関（※）において実施した、不妊・不育症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査。
- ・指定医療機関と連携した医療機関（泌尿器科）が実施した検査も可
- ・医療保険適用・適用外を問わない
- ・検査開始の日から終了までが6か月以内に実施した検査
- ・夫婦1組につき1回まで

※指定医療機関：特定不妊治療費助成事業で知事等が指定する医療機関

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>

### 〈助成内容〉

対象となる検査に対し、2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。

### 〈申請書類等〉

- ① 早期不妊検査等の実施証明書
- ② 領収書
- ③ 口座名義及び口座番号を証明できるもの
- ④ 小鹿野町税務課が発行する滞納のない証明書

○問合せ

小鹿野町役場 住民生活課

子育て包括支援室 「ほっとママステーション」

TEL：0494-75-4101